

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

	改 正 案	現 行
	(定義)	(定義)
	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	一 外国債等 次に掲げるものをいう。 イ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といいう。）第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものの性質を有するもの（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第一号亦に掲げるものを除く。）	一 外国債等 次に掲げるものをいう。 イ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といいう。）第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものの性質を有するもの
口	(略)	(略)
一の二～二十二	(略)	一の二～二十二 (略)
第一条の二～第六条の二	(略)	第一条の二～第六条の二 (略)
(参照方式による有価証券届出書)		(参照方式による有価証券届出書)
第六条の三	(略)	第六条の三 (略)
2 (略)		2 (略)
3 (略)		3 (略)
4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する		4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する

内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもののいずれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第四項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに關し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

第七条～第十八条の四 (略)

内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもののいずれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第四項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに關し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

第七条～第十八条の四 (略)